

第4 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより効果的な実施が可能な事業です。障害福祉サービス等と組み合わせて提供されることなどにより障害者の地域生活を支援するものです。

利用者に身近な市町できめ細かく対応する市町地域生活支援事業と、専門性の高い分野や市町域を超えた広域的な対応を行う県地域生活支援事業が、連携・役割分担をし、障害者の地域生活を支援します。

I 市町地域生活支援事業

市町における地域生活支援事業のうち、実施が必要とされている事業等について各市町は次のとおり計画しています。

1 相談支援事業

相談支援事業は、障害者の地域生活を支える上で重要な役割を担います。障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見、権利擁護のための必要な援助などを行います。こうした支援が効果的に行えるよう地域において障害者を支えるネットワークが不可欠です。県においては全ての市町に、中立・公平で三障害に対応する障害者の相談支援体制の構築及び地域自立支援協議会の設置を推進します。

相談支援（地域自立支援協議会の設置）				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	13か所	23か所	23か所	23か所

2 コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、意思疎通を図ることに障害のある障害者等とその他の者との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の派遣等を行なうものです。

コミュニケーション支援				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	743人	790人	853人	1,067人

※見込量は1か月分

3 日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し，自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによりに障害者の日常生活を支援するものです。

日常生活用具給付等事業				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	228件	248件	260件	291件
自立生活支援用具	487件	527件	550件	618件
在宅療養等支援用具	400件	436件	454件	507件
情報・意思疎通支援用具	889件	971件	1,040件	1,254件
排泄管理支援用具	23,338件	26,273件	27,636件	29,367件
居宅生活動作補助用具	85件	97件	99件	111件

※年間の支給件数見込み

4 移動支援事業

屋外の移動が困難な障害者等について，外出のための支援を行うことにより，地域における自立生活及び社会参加を支援するものです。「個別支援」，「グループ支援」及び車両巡回による「車両移送型」など，市町の判断により地域の特性や障害者の利用ニーズに応じて様々な形態により実施されます。

移動支援事業				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	4,018人	4,497人	4,822人	6,571人

※1か月の実利用者見込み

5 地域活動支援センター

地域活動支援センターは，創作的活動や生産活動の機会の提供を行うものです。これまでの，精神障害者地域生活支援センター，障害者デイサービス及び小規模作業所等の移行が想定されている事業であり，事業者及び利用者の円滑な移行を図る必要があります。

地域活動支援センター				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	476人分	1,597人分	1,910人分	2,381人分

※1か月の実利用者見込み

6 福祉ホーム

福祉ホームは、住居を求めている障害者に定額な料金で、居室等を提供し、障害者の地域生活への移行を支援するものです。共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）と並んで住まいの場を求めている障害者にとって重要ですが、現在の制度では、グループホーム、ケアホームの利用者として対象とされていない身体障害者の居住の場としても確保する必要があります。

福祉ホーム				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	63人分	72人分	102人分	223人分

※ 1か月の実利用者見込み

7 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。宿泊を伴うショートステイ（短期入所）事業と並んで日中の一時的な支援を行う事業を推進することにより在宅での介護の支援を行うものです。

日中一時支援事業				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	1,411人	1,558人	1,699人	2,097人

※ 1か月の実利用者見込み

II 県地域生活支援事業

県では、特に、専門性の高い相談支援事業や市町域を超えた広域的な対応が必要な事業を実施します。

1 発達障害者支援センター

発達障害者（児）とその家族等の相談支援を充実するため、平成17年10月に発達障害者支援センターを設置し、相談・療育・就労支援、普及啓発・研修及び関係機関の連携調整などを行なっています。平成17度は199人（延べ698件）の相談等がありました。

発達障害者への支援は、同センターを核として、地域の支援機関の専門性を高め、身近な地域に支援機関を増やすことが重要です。市町の相談員等へも発達障害の理解の促進に努め、連携調整及び相談支援の充実に努めます。

発達障害者支援センター				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	1か所	1か所	1か所	1か所

2 障害者就業・生活支援センター

障害者の就労及び生活をトータルで支援するセンターです。現在、県内2か所に設置され、平成17年度に232人の利用（登録）があり、30人が就労しています。

一般就労への移行促進にあたり、中核的な機関であり、県が検討している就労支援の圏域のネットワークにおいても、その中心となる機関と考えています。このため、設置数の拡大を図り、労働関係機関とより緊密な連携を図り就労を支援します。

障害者就業・生活支援センター				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	2か所	3か所	3か所	4か所

3 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者への治療・リハビリ・社会復帰までの一貫した支援を行います。平成18年5月に県立身体障害者リハビリテーションセンター医療センター内に「広島県高次脳機能センター」を設置しました。平成19年度以降は、この支援体制の地域展開を図ります。

高次脳機能障害支援普及事業				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	1か所	1か所	1か所	1か所

II 県地域生活支援事業

県では、特に、専門性の高い相談支援事業や市町域を超えた広域的な対応が必要な事業を実施します。

1 発達障害者支援センター

発達障害者（児）とその家族等の相談支援を充実するため、平成17年10月に発達障害者支援センターを設置し、相談・療育・就労支援、普及啓発・研修及び関係機関の連携調整などを行なっています。平成17度は199人（延べ698件）の相談等がありました。

発達障害者への支援は、同センターを核として、地域の支援機関の専門性を高め、身近な地域に支援機関を増やすことが重要です。市町の相談員等へも発達障害の理解の促進に努め、連携調整及び相談支援の充実に努めます。

発達障害者支援センター				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	1か所	1か所	1か所	1か所

2 障害者就業・生活支援センター

障害者の就労及び生活をトータルで支援するセンターです。現在、県内2か所に設置され、平成17年度に232人の利用（登録）があり、30人が就労しています。

一般就労への移行促進にあたり、中核的な機関であり、県が検討している就労支援の圏域のネットワークにおいても、その中心となる機関と考えています。このため、設置数の拡大を図り、労働関係機関とより緊密な連携を図り就労を支援します。

障害者就業・生活支援センター				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	2か所	3か所	3か所	4か所

3 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者への治療・リハビリ・社会復帰までの一貫した支援を行います。平成18年5月に県立身体障害者リハビリテーションセンター医療センター内に「広島県高次脳機能センター」を設置しました。平成19年度以降は、この支援体制の地域展開を図ります。

高次脳機能障害支援普及事業				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県全域	1か所	1か所	1か所	1か所

4 県相談支援体制整備事業

県自立支援協議会

市町の相談支援体制の推進及び評価，地域における支援ネットワークの形成・維持，人材育成や研修のあり方の検討を行い，総合的な地域生活支援体制を図ることを目的に広島県障害者自立支援協議会を平成18年6月に設立しました。今後は，就労支援や保健との連携も強化するため，これを拡充し，より具体的な課題検討が行なえるよう体制を強化します。

県相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣）

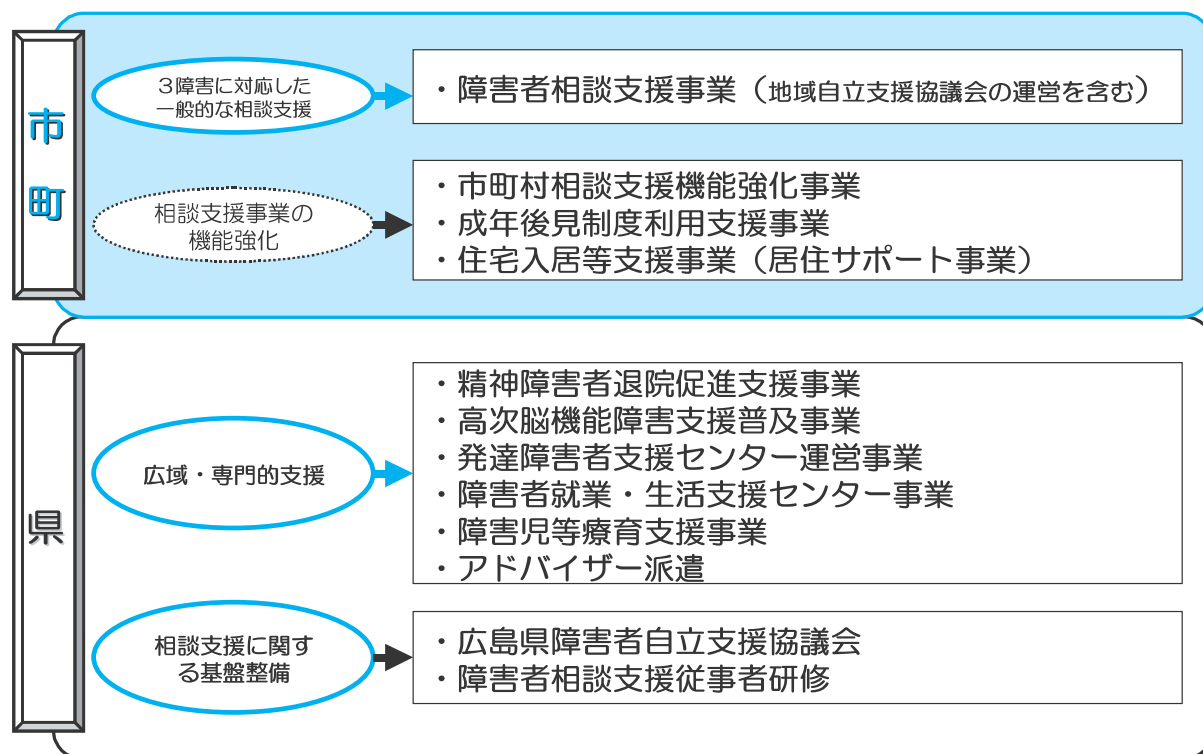
地域における相談支援体制の確立を図るため，アドバイザーを派遣し，地域のネットワークの構築，困難事例への助言などを行います。

障害児等療育支援事業

障害児（者）地域療育の拠点となる施設に専門職員を配置し，訪問療育，外来療育や相談に応じるとともに，障害児の通う保育所等の療育技術への指導・助言などを行ってきました。今後も，引き続き身近な地域で療育指導等が受けられるような療育機能の充実に支援します。

県相談支援体制整備				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
県自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所
県相談支援体制整備事業	7か所	7か所	7か所	7か所
障害児等療育支援事業	10か所	10か所	12か所	12か所

（参考）市町及び県の相談支援における役割のイメージ



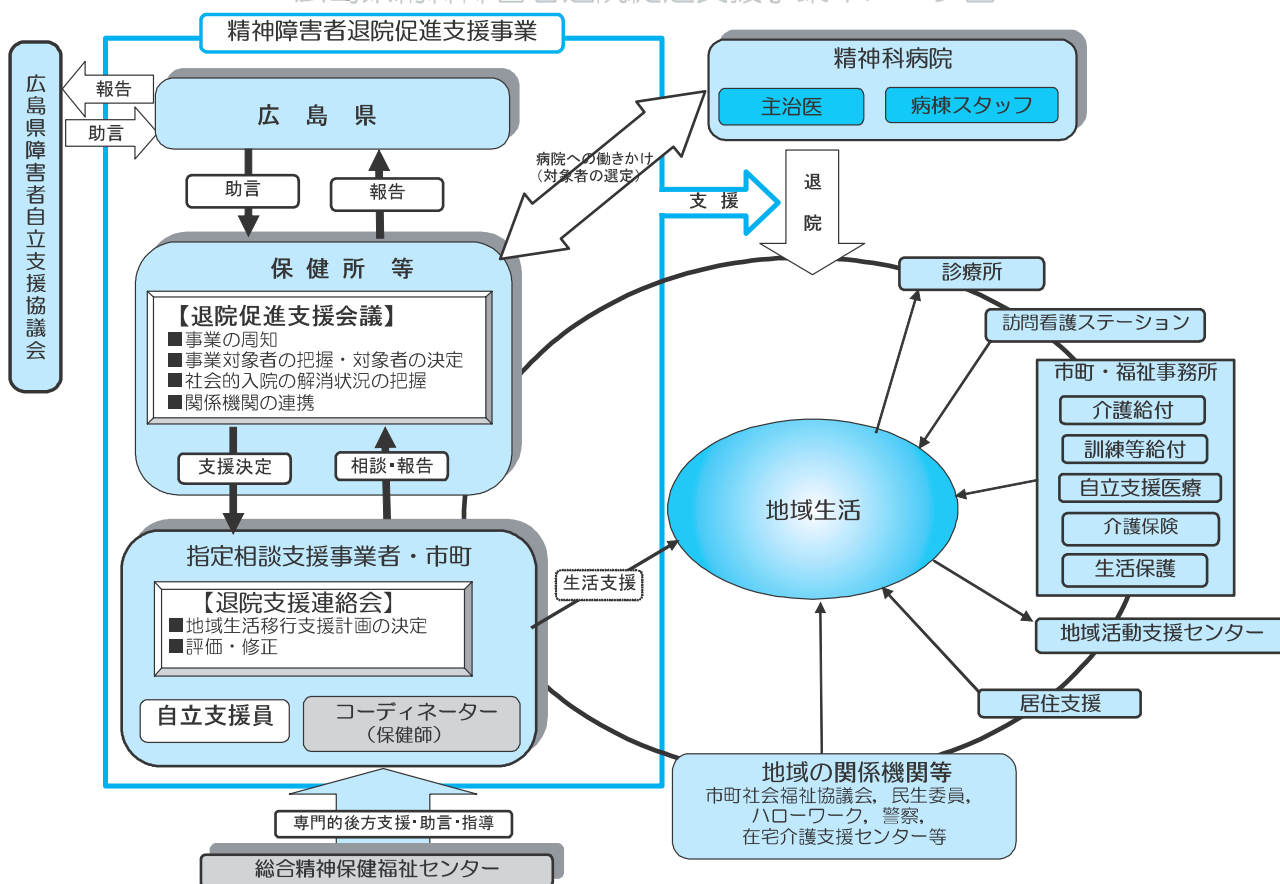
5 精神障害者退院促進支援事業

精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入れ条件が整えば退院が可能である者については、自立支援員が、精神科病院と連携を図り、ケアマネジメント手法の活用などにより、円滑に退院を促進することができるよう支援します。

そのために、地域と医療機関との連携を強化し、市町の事業（地域自立支援協議会や居住サポート）等と連携しながら、社会的入院者が退院後安心して地域生活をスタートできるように、地域の実情に応じた支援を行います。

精神障害者退院促進支援事業				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
実施か所数	1か所	4か所	7か所	3か所
利用見込み者数	50人	40人	60人	30人

広島県精神障害者退院促進支援事業イメージ図



6 その他の事業

その他、県の地域生活支援事業として次の事業を実施します。

その他の事業	
区 分	事業内容
生活訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○人工肛門・人工膀胱造者に対し、日常生活において必要な訓練指導を行います。 ○咽頭摘出・音声機能障害者に対する発声訓練及び指導者養成を行います。 ○在宅の進行性筋萎縮症者（児）と家族に対する理学療法士等の訪問相談等を実施します。
コミュニケーション・情報支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ろうあ者専門相談員を配置し、手話等により聴覚障害者からの各種相談に応じます。 ○聴覚障害者用のビデオカセット製作及び貸し出しを行います。 ○盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。 ○視覚障害者に対し、新聞情報や公共団体の広報等を定期的に点字物として提供します。 ○聴覚障害者の社会参加を推進するため、広島県聴覚障害者センターを運営します。 ○手話通訳者を確保するためのネットワーク事業を進め、県外・市町域外への聴覚障害者の移動を支援します。
ITの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の情報格差の解消を図り、障害者の社会参加及び就労促進を図るため、ITサポートセンターを設置し、ITの利活用に係る総合的な支援を行います。
社会参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の社会参加を推進する拠点として、県障害者社会推進センターの運営を支援します。 ○盲導犬等の身体障害者補助犬の給付を支援します。 ○手話通訳者・要約筆記者及び点訳・朗読・要約筆記の各奉仕員並びに盲ろう者通訳・介助員の養成を行います。 ○身体障害者、知的障害者相談員の研修を実施し活動を支援します。 ○身体障害者及び知的障害者のスポーツ大会を開催します。 ○障害者スポーツの基盤を確立するため、スポーツ指導員の養成を行います。 ○障害者スポーツの育成・技術力向上のために選手の育成や指導員の派遣を行います。 ○全国障害者スポーツ大会へ選手団を派遣します。 ○障害者の文化・芸術活動を振興するための支援を行います。
啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障害に対する社会の理解を深めるため、障害者施策の紹介、障害者の作品展示、手芸品・工芸品の販売等を行なう「障害者ふれあいランド」を開催します。 ○身体障害者福祉、知的障害者福祉及び精神保健の各福祉大会の開催を支援します。

Ⅲ 障害者自立支援特別対策事業

国からの特例交付金を原資に造成する基金を活用し、市町とも連携し、平成20年度までの間に次の事業を実施します。

障害者自立支援特別対策事業	
区 分	事業内容
事業者の新体系への移行等のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○日額方式の報酬導入に伴う事業者収入減に対し、従前額保障を80%から90%に引き上げ、事業運営の円滑化を図ります。 ○直ちに移行することが困難な小規模作業所に対する助成を行いません。 ○デイサービス事業所が新体系に移行するまでの間、運営費を助成します。 ○ケアホーム等のバリアフリー化等、既存施設が新体系に移行に必要な改修費等の経費を助成します。 ○新体系事業へ移行予定の小規模作業所等へのコンサルタント派遣等の支援を行います。 ○報酬請求電子化に伴う会計システム更新など、法施行等に伴う事業者の負担軽減を図ります。
利用者がサービスを利用しやすくするための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○通所利用を促進するため、施設の送迎サービスに対して助成を行いません。 ○工賃控除の見直しに伴う給付金を支給し、就労意欲を促進します。 ○進行性筋萎縮症者療養給付事業受給者の利用者負担の軽減を図ります。 ○利用者等に対する制度改正の周知や各種システムの改修に対する助成を行ない、円滑な法施行が図られるよう支援します。
地域移行・就労支援を推進するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の社会的入院の解消に向けて、退院支援の専門家を養成します。 ○グループホーム、ケアホームの一般住宅の借り上げに要する敷金・礼金を助成します。 ○障害者の職場実習の受け入れ企業に、必要な設備の導入等に対する助成を行いません。 ○重度訪問介護事業所の備品整備等の激変緩和のための助成を行いません。
地域の支援体制を整備するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の立ち上げ支援、ピアサポートの推進等を行いません。 ○障害児の親同士の交流の場の整備や障害児療育支援のための啓発を行います。
社会参加を促進するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等へのオストメイト対応トイレの整備を行いません。 ○公共施設等への視覚・聴覚障害者用情報支援機器等の整備を行います。